

※2月9日（金）15時00分に文教記者クラブに資料提供

令和6年2月9日（金）
教育委員会事務局文化財課
辻江、道下
内線 5620、5621
直 通 (076)225-1840

令和6年能登半島地震に係る文化財レスキュー事業と 文化財ドクター派遣事業の開始について

- 県は、令和6年能登半島地震により被災した県内の文化財を救援・復旧支援するため、市町、独立行政法人国立文化財機構等と連携し、被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）と被災建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）に取り組むこととなった。（別紙事業枠組図参照）
- 同事業の開始に当たり、事業実施のために令和6年能登半島地震被災文化財等救援委員会と令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援委員会の合同会議が下記の通り開催されることとなった。

記

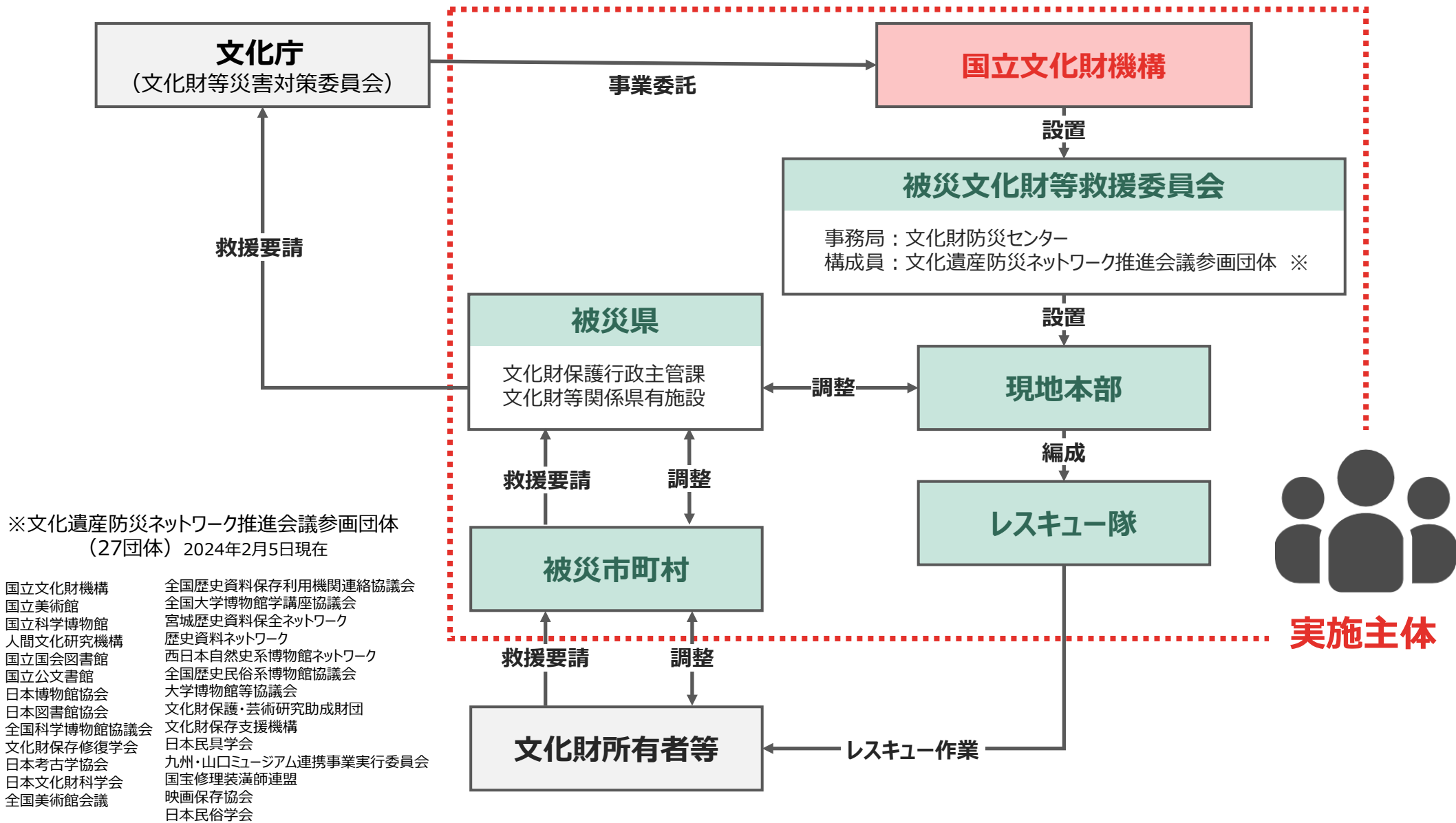
日 時 令和6年2月13日（火） 午後1時30分から2時30分
会 場 石川県庁1407会議室
出 席 被災文化財等救援委員会・被災建造物復旧支援委員会、
文化庁、石川県教育委員会



文化財防災センター

令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

文化財の廃棄・散逸を防止するため、主に国指定等以外の文化財（動産文化財）を対象として、緊急に保全措置を必要とする動産文化財及び美術品を対象に、救出、応急措置し、博物館等において一時保管を実施





文化財防災センター

令和6年能登半島地震文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）

文化財建造物を保護するため、主に国指定等以外の文化財（建造物）を対象として、応急措置及び復旧に向けて専門家を派遣し技術支援等を実施

